

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、全日本赤十字労働組合連合会から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同令同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 7 年 9 月 5 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

令和 7 年 9 月 2 日

厚生労働大臣 福岡 資麿

別 記

旭川赤十字病院、伊達赤十字病院、釧路赤十字病院、北見赤十字病院、栗山赤十字病院、北海道赤十字血液センター苫小牧出張所、北海道赤十字血液センター室蘭出張所、北海道赤十字血液センター、北海道赤十字血液センター札幌駅前出張所、北海道赤十字血液センター新さっぽろ出張所、北海道赤十字血液センター大通出張所、北海道赤十字血液センター函館事業所、北海道ブロック血液センター（以上、北海道）、八戸赤十字病院（青森県）、盛岡赤十字病

院（岩手県）、秋田赤十字病院、秋田県赤十字血液センター、秋田県赤十字血液センター中通出張所（以上、秋田県）、さいたま赤十字病院、深谷赤十字病院（以上、埼玉県）、成田赤十字病院（千葉県）、日本赤十字社医療センター、日本赤十字社医療センター附属乳児院、武蔵野赤十字病院（以上、東京都）、相模原赤十字病院（神奈川県）、富山赤十字病院、日本赤十字社富山県支部受託富山県立乳児院（以上、富山県）、山梨赤十字病院（山梨県）、松本赤十字乳児院、長野赤十字病院、長野県赤十字血液センター、長野県赤十字血液センター松本事業所、長野県赤十字血液センター松本公園通り出張所、長野県赤十字血液センター問御所出張所、諏訪赤十字病院、安曇野赤十字病院、川西赤十字病院、下伊那赤十字病院、下伊那赤十字病院介護医療院（以上、長野県）、伊勢赤十字病院（三重県）、大津赤十字病院、大津赤十字志賀病院、長浜赤十字病院（以上、滋賀県）、京都第一赤十字病院、京都第二赤十字病院（以上、京都府）、大阪赤十字病院、大阪赤十字病院附属大手前整肢学園、高槻赤十字病院（以上、大阪府）、兵庫県赤十字血液センター、兵庫県赤十字血液センター姫路事業所、兵庫県赤十字血液センター豊岡出張所、兵庫県赤十字血液センター三宮出張所、兵庫県赤十字血液センター三宮センター街出張所、兵庫県赤十字血液センター新長田出張所、兵庫県赤十字血液センター西宮出張所、兵庫県赤十字血液センター尼崎出張所、兵庫県赤十字血液センター姫路駅前通出張所、兵庫県赤十字血液センター淡路供給出張所、近畿ブロック血液センター兵庫製造所（以上、兵庫県）、日本赤十字社和歌山医療セン

ター、和歌山県赤十字血液センター、和歌山県赤十字血液センター紀南出張所、和歌山県赤十字血液センター和歌山駅前出張所（以上、和歌山県）、松江赤十字病院、益田赤十字病院（以上、島根県）、広島赤十字・原爆病院、庄原赤十字病院、広島県赤十字血液センター、広島県赤十字血液センター紙屋町出張所、広島県赤十字血液センター本通出張所、広島県赤十字血液センター福山出張所（以上、広島県）、山口赤十字病院（山口県）、高松赤十字病院（香川県）、高知赤十字病院（高知県）、九州ブロック血液センター、九州ブロック血液センター筑紫野分室（以上、福岡県）、唐津赤十字病院（佐賀県）、日本赤十字社長崎原爆病院、日本赤十字社長崎原爆諫早病院、日本赤十字社長崎県支部（以上、長崎県）、熊本赤十字病院（熊本県）、大分赤十字病院（大分県）、沖縄赤十字病院（沖縄県）